

暫定税率等の適用期限の延長等

令和 5 年 1 1 月 3 0 日
関税・外国為替等審議会
関税分科会
財務省関税局

暫定税率について①

暫定税率について

- 基本税率 : 中長期的な観点から、内外価格差や真に必要な保護水準を勘案して設定される税率
- 暫定税率 : 政策上の必要性等から、適用期限を定めて、基本税率を暫定的に修正する税率

➡ 令和6年3月31日に適用期限が到来する412品目について延長等を検討する必要。

【暫定税率を設定している品目】

種類	対象品目	品目数
関税割当制度	ナチュラルチーズ（プロセスチーズ原料用）、麦芽、パイナップル缶詰、ホエイ、バター、こんにゃく芋等	157品目
国家貿易制度	米、麦、指定乳製品等	86品目
調整金等を徴収するため、協定税率を下回る水準の税率を設定 (暫定税率 + 調整金等 = 協定税率)	砂糖類（角砂糖、砂糖水、加糖調製品等）、国家貿易品目（米、麦、指定乳製品等）の枠外輸入	99品目
関係国との協議結果を踏まえ、協定税率等を下回る水準の税率を設定	冷凍さば等水産物、牛肉、豚肉、紙巻たばこ	54品目
産業政策上の要請を踏まえ、基本税率等を下回る水準の税率を設定	石油化学製品製造用揮発油、バイオポリエチレン、ポリ塩化ビニル製使い捨て手袋等	16品目
合 計		412品目

暫定税率について②

延長等の検討

- 暫定税率を延長する必要があるのか、暫定税率を廃止して基本税率に移行する必要があるのか、といった観点から検討する必要。

考慮すべき事項

<暫定税率の延長について>

- 生産者及び消費者等との間の利益調整に及ぼす影響
- 国際交渉との関係
- 調整金等との関係
- 関係国との協議結果に基づく税率の引下げ措置の履行に及ぼす影響
- 産業政策上の必要性や国際市況

<適用期限・基本税率化について>

- その時々国内産業や国際交渉の状況、政策上の必要性、国際市況を踏まえて、常に見直しを行う必要

改正の方向性

- 411品目について、暫定税率の適用期限を1年延長することとしたい。
- ポリ塩化ビニル製使い捨て手袋（1品目）について、暫定税率を撤廃することとしたい。

暫定税率について③（ポリ塩化ビニル製使い捨て手袋の暫定税率の撤廃）

品目の概要

- ポリ塩化ビニル製使い捨て手袋（以下「PVC手袋」という。）は、医療等の現場において、感染症対策や清掃、汚物処理等のような衛生確保が必要な場合に幅広く使用されている。



考慮すべき事項

- PVC手袋は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う需給逼迫を受け、調達価格が高騰。価格高騰に伴う関税負担の軽減を図るため、令和3年度から無税の暫定税率を設定。
※ 協定税率（4.8%）→ 暫定税率（無税）
- 令和5年現在、PVC手袋の需給逼迫は解消しており、医療等の現場へ安定的に供給されている状況。調達価格も、新型コロナウイルス感染症の発生前と概ね同水準まで低下。
※ PVC手袋の調達価格は、新型コロナウイルス感染症発生前は1双当たり3円前後であったが、令和2年春以降急騰し、一時12円台で推移。その後は下落し、令和5年においては3円台で推移。
- 用途の一部が重複しPVC手袋と競合するポリエチレン手袋については、国内産業保護のため関税有税（協定税率：4.8%）となっている。PVC手袋の需給逼迫が解消した状況においてPVC手袋に係る暫定税率を維持することは、ポリエチレン手袋の国内生産に影響を及ぼす可能性。

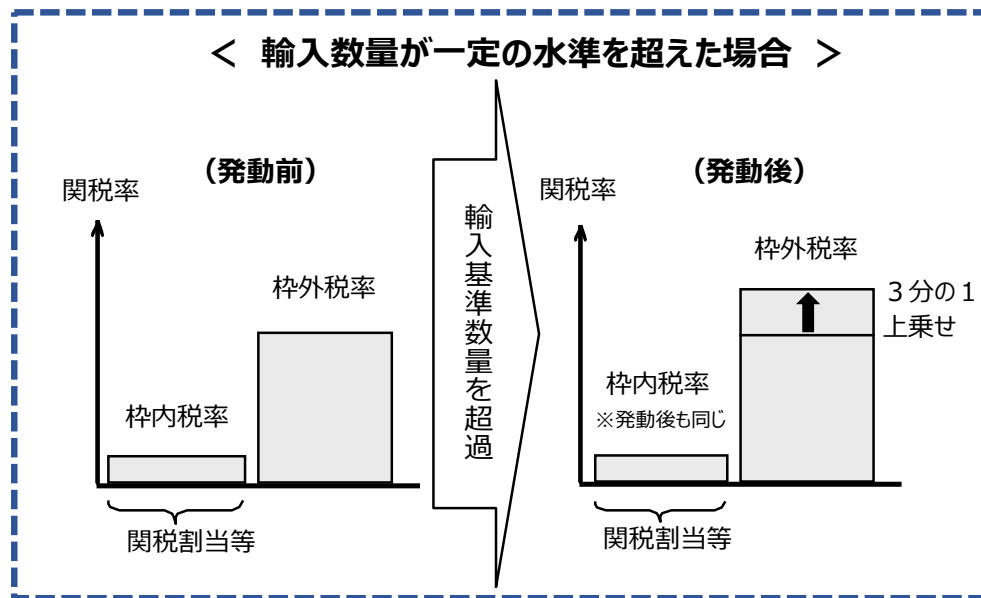
改正の方向性

- PVC手袋の暫定税率を撤廃することとしたい。【暫定税率（無税）→ 協定税率（4.8%）】

特別緊急関税制度について

特別緊急関税制度の概要

- ウルグアイ・ラウンド合意に基づいて関税化された農産品（バター、米、麦等）について、輸入数量が一定水準を超えた場合や輸入価格が一定水準を下回った場合、関税率を引き上げる制度。
- 適用期間は1年間であり、毎年度、期限延長の必要性を検討。
- 令和4年度は、ヨーグルトやでん粉等について、計7回発動。
(内訳：数量ベース：2回、価格ベース：5回)



考慮すべき事項

- 特別緊急関税制度は、ウルグアイ・ラウンド合意に基づき関税化された農産品について、関税化の代償として、当該農産品の輸入が急増した場合等に備えて設けられた制度であるため、国際交渉の状況等を踏まえ検討する必要。

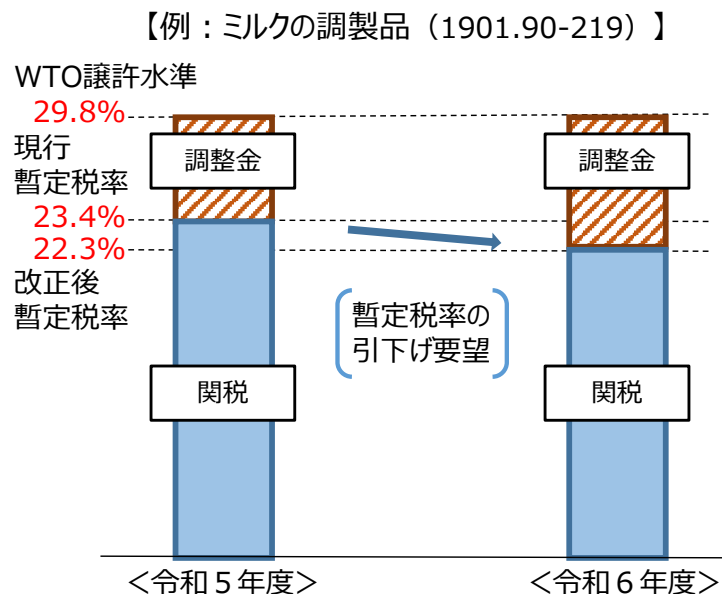
改正の方向性

- 特別緊急関税制度について適用期限を1年延長することとしたい。

加糖調製品に係る関税の取扱い

加糖調製品をめぐる状況

- 加糖調製品について、「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づき、CPTPP発効時に糖価調整制度における調整金の対象に追加。
- CPTPP発効に伴い、加糖調製品に係る調整金により、実質的に国産の砂糖の価格は低減したが、両者の間には依然として価格差が存在している状況。
- 加糖調製品に係る調整金収入の拡大を可能にし、加糖調製品と国産の砂糖との価格差を更に縮小するため、令和6年度のCPTPP税率の設定状況等を踏まえた、暫定税率の引下げを求める改正要望が提出されたところ。



考慮すべき事項

- 糖価調整制度の目的は、甘味資源作物に係る農業所得の確保、国内産糖の製造事業の経営安定等を通じて、国内産糖の安定的な供給の確保を図ることにより、国民生活の安定に寄与すること。
- 加糖調製品に係る調整金を拡大する必要性の有無について検討（加糖調製品と国産の砂糖の価格差・需給の動向、国内産糖に係る競争力強化の取組状況、暫定税率の引下げによる政策効果等）。

改正の方向性

- 加糖調製品のうち5品目について、令和6年度のCPTPP税率の設定状況等を踏まえ、国内産糖への支援の原資となる調整金の拡大が可能となるよう、暫定税率を引き下げることにしたい。

※ 令和6年度以降については、加糖調製品と国産の砂糖の価格差及び需給の動向、国内産糖に係る競争力強化の取組状況、暫定税率の引下げによる政策効果、食料の安定的な供給等における位置づけを踏まえた砂糖及び加糖調製品の今後の在り方及びその実現に向けた具体的取組の進捗等について、消費者の視点も踏まえつつ、農林水産省に検証及び報告をしてもらう必要。

給食用脱脂粉乳に対する関税軽減措置について

給食用脱脂粉乳に対する関税軽減措置

- 幼稚園、小学校、中学校や、児童福祉法上の児童福祉施設等において提供される給食用の脱脂粉乳は一定の数量の範囲内で関税が無税となっている。（当該措置の対象となる児童福祉施設等は、関税定率法施行令にて規定。）
- 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）により、令和6年4月から児童福祉法上の児童福祉施設として里親支援センターが新設される。

※ 里親支援センターは、里親制度の普及啓発、里親の相談に応じた必要な援助、入所児童と里親相互の交流の場の提供、里親の選定・調整、委託児童等の養育の計画作成といった**里親支援事業や、里親や委託児童等に対する相談支援等**を行う。

改正の方向性

- 里親支援センターについて、給食の提供が想定されないため、給食用脱脂粉乳に対する関税軽減措置の対象から除外することとしたい。[政令改正事項]